

令和4年7月定例教育委員会

- 開催日時 令和4年7月22日(金) 13時00分～13時29分
- 開催場所 教育委員室(県庁22階)
- 出席委員等
教育長 森作 宜民
教育長職務代理者 市原 健一
委員 内藤 學
委員 川上 美智子
委員 中田 俊之
委員 庄司 一子
委員 中庭 陽子

※ 事務局出席者については、別紙のとおり

○ 議案

- 1 専決報告
公開 専決第6号 茨城県教育職員免許状規則の一部改正について (教育改革課)
- 2 議案
非公開 第14号議案 茨城県生涯学習審議会委員及び茨城県社会教育委員の委嘱について (生涯学習課)
非公開 第15号議案 茨城県美術館協議会委員の解任及び任命について (文化課)
非公開 第16号議案 ミュージアムパーク茨城県自然博物館協議会委員の解任及び任命について (文化課)
非公開 第17号議案 損害賠償請求事件に係る和解についての議案に対する意見について (特別支援教育課)

※ 非公開の議案等については、会議録は公開されません。

○ 会議録

1 開 会

教育長から開会の宣言があり、非公開審議項目についての提案がなされ、各委員から了承されました。

2 議 事

【公 開】

専決第6号 茨城県教育職員免許状規則の一部改正について

(教育改革課長) 資料に基づき説明

【主な質疑・意見等】

(中田委員) この教員免許状更新制度をなくす理由というか、更新があると何か不都合があったということですか。

(教育改革課長) かねてより文部科学省を含め、中央教育審議会の中で検討されてきたわけなんです。一般の現場の先生方からのご意見なんかも踏まえているんですが、一番はやはり30時間の更新講習を義務化しております。その時間を確保するのが難しいといったことや、あとは更新の講習の中身につきまして、毎年度受ける人が変わってくるわけなんです。本当に時機を得た講習になっているのかと。あと費用がやはり5、6万程度かかってしまっていて、様々な問題が指摘されている中で、最終的には更新講習は廃止するけれども、今後は教員一人一人の研修の履歴をきちんと管理していき、そういう方向に転換されたことによりまして、この法律そのものが改正されたということに伴って、規則も合わせて改正を行うものとなっております。

(中田委員) 今まで更新するのは講習を受けてればよかったんですか。試験も受けていたんですか。

(教育改革課長) 基本的に講習を受け、県教育委員会に申請を出してもらって形になっておりました。

(中田委員) 性格的なその適格者とか見るところではないですか。

(教育改革課長) はい。違います。

(川上委員) でも成績を付けますよね。不可の人も出るんですよね。

(教育改革課長) 成績は付けます。

(中田委員) どうかで、例えば、教員として適格かどうかというのを見る機会ってのがあるべき気がするんですけどね。

(教育改革課長) そうですね。更新講習の中では、あくまでも講習を受けて、それに対してちゃんと理解したかどうかについての評価はあるんですけども、日々の教員の適格、不適格につきましては、あくまでも更新講習と別に任命権者側が定期的な研修を行っておりますし、また、任命権者側の学校現場であれば校長先生が、毎年きちんとした評価のヒアリングを行っておりますので、その中で不適格者につきましては、排除できる形にはなっていると思っております。

(教育長) 今の不適格教員への排除の制度的なところはどうかしているんですか。

(学校教育部長) 本県の場合は、私どもが指導力不足と判断しましたら、例えば、教育研修センターですとか、そういうところで一定期間指導するような制度にはなっております。

- (中田委員) 例えば、精神障害を起こしているという方にも何かそういった制度はあるんですか。例えば、うつ病を発症しているので適格ではないと決められないんですか。
- (教育改革課長) もちろんそういった方につきましては、療養休暇をとっていただく形にはなるんですが、その中での治療ということを行ってはいらるんですけども、特別に研修というものは実績としてはないですね。
- (中田委員) 療養を勧めていると。なかなか先生方のわいせつであったり、酒気帯びであったりが絶えないじゃないですか。そういった資質のようなものを前もってわかるような試験を行うことはなかなか難しいですよ。
- (教育改革課長) 本人の資質をとると、なかなか難しいです。
- (中田委員) わかりました。なかなか難しいですよ。
- (中庭委員) 免許状が失効した方へ、今後免許状の再授与ということになるってお話がありましたけれど、再授与にあたって、どのようなところが課題となっているか、わかったら教えてください。
- (教育改革課長) やはり一番これまでのネックは、一旦失効してしまった方も更新講習を義務化されていまして、30時間の講習を必ず受けなくてはならなかったんですが、今後はそれがなくなりました。よって、書類のみで再授与の申請をすることが可能になりましたので、最大のネックがなくなったかなと思っております。
- さらに、1回過去に免許を取得しておりますので、例えば、今は大学での単位の履修の報告の書類を改めてもらうんですが、そういったことを少しでも軽減したいなということで、何が軽減できるかを、今、検討しているところであります。本来は一緒に規則改正も検討していたんですが、今回は時間の都合で、法律改正に合わせた改正を専決させていただいたということでございます。
- (中庭委員) 今まで30時間の講習を受けなければ更新できなかった方々に対し、受けないで失効してしまった方々が無条件に再授与されるあたりの不公平感が、現場の先生に出るのかなというような懸念がありましたので、お聞きしました。
- (教育改革課長) これまで更新講習を受けなかった方は、自動的に失効しておりましたので、あくまでも再授与の申請をするかしないかは、ご本人のことになりますので、そこで不公平感はないんじゃないかなと思っております。
- (学校教育部長) 一度免許をいただいたらば、これまでの方針の中で失効したとしても、それは不公平感はあるかもしれませんが、恐らくは教員不足の議論と相まって、そこら辺のところは不問となったと考えられます。
- (中庭委員) ちょうど私くらいの年齢で、現場で教壇に立たれない方は、申請する必要がなかったのが、失効した方っていうのが結構おまして、聞かれたりすることがあるんです。
- (教育改革課長) 休眠の形の方ですね。
- (中庭委員) それは確かに不公平感は否めない部分があると思います。
- ただ、今後は書類を申請すればいいんですね。
- (教育改革課長) 書類を申請するだけで再授与されますし、かつ軽減をしたいなと思っております。
- (中庭委員) わかりました。
- 何人かそういう方がいまして、聞かれたもので。
- (中田委員) 負担軽減が主な目的ということですか。
- (教育改革課長) 今回は違って、あくまでも免許の更新制に関する規則が残っていたので、それは法律と一緒に削除したということでございます。
- (中田委員) 軽減につきましては、今、検討させてもらっています。
- 負担軽減が主な目的ということですか。
- (教育改革課長) 今回は違って、今回はあくまでも免許の更新制に関する規則が残っていたので、それは法律と一緒に削除したということでございます。
- 軽減につきましては今ちょっと検討させてもらっています。

【非公開】

第 14 号議案 茨城県生涯学習審議会委員及び茨城県社会教育委員の委嘱について

※ 第 14 号議案については、原案のとおり可決されました。

第 15 号議案 茨城県美術館協議会委員の解任及び任命について

※ 第 15 号議案については、原案のとおり可決されました。

第 16 号議案 ミュージアムパーク茨城県自然博物館協議会委員の解任及び任命について

※ 第 16 号議案については、原案のとおり可決されました。

第 17 号議案 損害賠償請求事件に係る和解についての議案に対する意見について

※ 第 17 号議案については、原案のとおり可決されました。

3 閉 会

教育長から閉会の宣言がなされました。

(別紙)

令和4年6月定例教育委員会 事務局職員出欠表

令和4年6月24日(金)

職名	氏名	出欠	代理者職氏名
総務企画部長	大谷 美恵子	○	
学校教育部長	秋本 光徳	○	
総務課長	木内 規雄	○	
教育企画監	鹿志村 泉	○	
財務課長	田崎 俊一	—	
生涯学習課長	市村 志保	—	
文化課長	宮崎 薫	○	
教育改革課長	内桶 博仁	○	
義務教育課長	田辺 光博	—	
高校教育課長	柳橋 常喜	○	
特別支援教育課長	戸祭 勝典	—	
保健体育課長	清水 秀一	—	

※新型コロナウイルス感染症予防のため、事務局職員は議案等関係課長のみ出席